

令和3年第5回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和3年3月26日(金)
開会 15時04分 閉会 15時58分
- 2 場 所 佐伯市教育委員会 第1市民活動室
- 3 出席者の氏名
教育長 宗岡 功
委 員 米倉 ゆかり 委 員 岩佐 礼子
委 員 平井 國政 委 員 小寺 香里
- 4 事務局
教育部長 渡邊 和彦
次長兼教育総務課長(以下、「教総課長」という。)坪矢 一義
学校教育課長(以下、「学教課長」という。)石井 睦基
社会教育課長 淡居 宗則
体育保健課長 佐藤 好昭
本日の書記 総括主幹 御手洗 薫 副主幹 團塚 竜二
- 5 付議した議案 4件
- 6 報告事項等 2件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0名

開会・点呼

教育長 それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

教育長 ただいまから令和3年第5回教育委員会会議を開会します。

前回会議録の承認

教育長 前回の佐伯市教育委員会の会議録の承認を小寺委員お願いいたします。
(会議録に署名)

教育長の報告

- ・終業式及び卒業式について
- ・人事異動について

会期の決定

教育長 本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。会議の終了は16時20分を予定しています。よろしくお願いします。

議 事

教育長 はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

教育長 議案第12号は、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りします。議案第12号は、公開しないということによろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 それでは、議案第12号は非公開といたします。

教育長 本日の議事等進行は、はじめに公開による議事(議案第9号～第11号)及びその他(報告事項等)を行い、次に非公開による議事(議案第12号)を行いますので、よろしくお願いします。

【議 案】

議案第9号 佐伯市教育委員会規則に規定する申請書等の押印の特例に関する規則の制定について

教育長 それでは、議案第9号「佐伯市教育委員会規則に規定する申請書等の押印の特例に関する規則の制定について」提案しますので、坪矢教育総務課長から説明いたします。

教総課長 佐伯市教育委員会規則に規定する申請書等の押印の特例に関する規則の制定についてご説明します。資料の1ページをご覧ください。今回の規則の制定は、佐伯市教育委員会規則で定める各種申請書等への押印について、押印見直しの判断基準に従い、全庁的に見直しを行うことにより、行政手続の簡素化を推進し、市民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図ろうとするものです。資料の2ページに制定しようとする規則を掲載しています。この規則は令和3年4月1日から施行する予定です。なお、第2条に基づき教育長が別に定めるものとして予定しています押印を要しない申請書等の一覧表を3ページから4ページに、また、その様式の一部抜粋を5ページから8ページにかけて掲載しています。この別に定めるものの根拠となります市の判断基準につきましては、資料9ページから10ページに掲載していますが、引き続き国のガイドラインや市の見直し方針等を参考に、押印や署名の廃止についてしっかりと検討をしまいたいと考えてい

ます。以上で説明を終わります。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質問、ご意見のある方はお願いします。

平井委員 申請書はそのまま、印鑑を押印しないということですか。

教総課長 そのとおりです。

教育長 他にございませんか。よろしいでしょうか。

教育長 それでは、議案第9号の承認についてお諮りいたします。議案第9号について、提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 議案第9号については、提案どおり承認します。

議案第10号 佐伯市教育委員会事務局職員の人事異動について

教育長 それでは、議案第10号「佐伯市教育委員会事務局職員の人事異動について」提案しますので、坪矢教育総務課長から説明いたします。

教総課長 佐伯市教育委員会事務局職員の人事異動についてご説明します。資料の12、13ページをご覧ください。今回の人事異動は令和3年4月1日付けの異動ではありますが、例年4月1日に行われています定期の人事異動は、市長市議選挙後の5月1日付けで行う予定になっています。詳細につきましては、13ページにございますが、異動内容としましては、昇任の発令、保育所や幼稚園教諭、指導主事及び再任用職員の異動のほか、3月31日付けをもって淡居社会教育課長が退職されることになりました。人事異動に関する説明は以上です。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質問、ご意見のある方はお願いします。

教育長 なければ、議案第10号の承認についてお諮りいたします。議案第10号について、承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 議案第10号については、提案どおり承認します。

議案第 11 号 令和 3 年度学校教育指導方針について

- 教育長 それでは、議案第 11 号「令和 3 年度学校教育指導方針について」提案しますので、石井学校教育課長から説明いたします。
- 学教課長 それでは、14 ページをご覧ください。議案第 11 号「令和 3 年度学校教育指導方針について」佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定に基づき教育委員会の承認を求めます。理由は、令和 3 年度の本市の学校教育に係る指導方針を作成し、示すことにより各小・中学校の令和 3 年度の学校教育目標や学校運営方針に反映させる必要があるためです。それでは別紙の方針（案）をご覧ください。この方針は「第 2 次佐伯市総合計画」、「さいき“まな美”プラン 2017（第 2 期佐伯市長期総合教育計画）」及び「令和 3 年度大分県教育委員会」の重点方針を踏まえ、令和 3 年度の具体的取組及び重点を別紙のとおり定めようとするものです。まず「基本構想」として目指す「子ども像」は「学びを重ね、ともに考え、地域に学ぶ子どもたち」で昨年度と変更ありません。一人一人の個の学び、仲間との協働する学び、地域の大人たちからの学び、そのような学びに主体的に取組める児童生徒の育成を目指そうとするものです。次に、目指す「学校像」ですが「安全・安心、信頼と協働、地域とともにある学校」でこれも昨年度から引き続きの形となっています。学校は、子どもたちにとって安心して通え、安全に過ごせる場所であることを第 1 に、保護者や地域の方々から信頼され、協働による支援等がなされ、地域を支え、地域に支えられる地域とともにある学校でありたいとの方向性を示しています。次に、本年度の重点についてですが、3 本を掲げたいと考えています。一つは、「確かな学力の育成」で先生方の授業改善と家庭学習に力を入れて、学力の定着・習熟を図ろうと考えています。二つ目は、教育の国際化・情報化の推進について、「1 人 1 台端末を効果的に活用した授業実践と遠隔授業の推進（GIGA スクール構想の実現）」です。導入初年度は指導者の研修を重ね、スキルアップを図るとともに、指針に示すような授業実践を重ね、子どもたちの学びの充実を図っていききたいと考えています。三つ目は、「豊かな教育環境の整備」として「小中 9 年間の学びや生徒指導を系統的、継続的に行えるよう小中一貫、小中連携の取組を推進していきます。その他、具体的な取組に示す 11 の施策についても、これまでどおり取り組み、児童生徒の生きる力を育てていききたいと考えています。以上で説明を終わります。
- 教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質問、ご意見のある方はお願いします。
- 平井委員 基本目標Ⅱ、施策 1「豊かな教育環境の整備」の小中一貫、小中連携とあるが具体的な計画はありますか。

学教課長 学校管理規則の中で小中一貫校は7地域指定をしています。中学校の先生たちには小学校で指導ができる兼務をかけています。また、小学生が中学生との交流ができるように、小学生の学びの中に中学生が指導できるような環境整備を考えています。中学生になってからの不登校に対応するため、中学校の先生に小学生の実態を知ってもらう、小学校5、6年生には中学校の生活を知ってもらうような取り組みに力を入れていきたいです。

教育長 他にございませんか。

岩佐委員 少し前にアクティブラーニングがあったが佐伯市は取り組みしますか。

学教課長 文科省も主体的、対話的で深い学びということで、ここに書いています、個で学ぶこと、自分が主体的に学ぶこと、仲間同士で協働して学ぶことという形で課題解決を図っていけるよう、生きて働ける力になるような学びの仕方で提案がされています。新しい学習指導要領に小学校、中学校が向かっていきますので、そこに則した教育になるように、特に本年度の重点の「確かな学力の育成」の中の「付きたい力を意識した」とありますが学習指導要領に示されている学習目標に近づいていけるような授業をやってけるようにしたいです。

教育長 他にございませんか。

小寺委員 クラブ活動が地域との交流の場であったが回数も減りその機会が少なくなっている。教職員も多忙なため、社会教育、地域教育の部分を教育委員会からモデルを示して取り組むことで佐伯市の色が出せるのではないのでしょうか。

学教課長 現在、学校も地域教材、地域素材、地域の人、物のことをどのように活用しようと取り組んでいますがコロナの影響で取組みに迷っている部分もあります。委員の意見は貴重な意見として前向きに取り組んで行きます。

教育部長 各学校がそれぞれの取組みを行っていましたが、その取組みを知らないことが多かったため、閉ざされたツールである「ロゴチャット」を利用し、その情報の集約や共有化を図っております。このことにより各学校が刺激を受け、さらに積極的に取組みを行うようになりました。教育委員会がモデルを示す形ではなくて、各学校が他校の取組みを見ながら、自分の地域の人、物、ことで活用できる部分を感じて取組んでいくことが広がっていけばよいと考えております。

教育長 他にございませんか。

米倉委員 基本目標Ⅰの「学んだことを定着・習熟につなぐ指導と家庭学習の連動」につい

てですが、コロナ化の状況で経済格差が大きくなって二極化していると佐伯市でも感じるところでそのような状況の中で家庭学習を行うこと自体が難しいという状況もあると思いますがこのようなことをやっていこうという具体的な取組みがあれば教えてください。

学教課長 確かに家庭学習が厳しいご家庭が多くあるという情報もありますし、例えば児童クラブにいる間に宿題を行わないと家ではできないという家庭もあると聞いております。教育委員会としては、子どもたちが学びのできる場をどのような形で提供するか、先生の働き方改革もありますのでどういった形で宿題を提供していくかというところについて、今、問題データベースを利用した宿題を子どもの習熟度に応じて活用できるように整備しております。来年度は1人1台のタブレットを家庭学習とどういうふうに紐づけするかが課題となっており年度内に環境を整えていきたいです。

教育長 他にございませんか。

教育長 なければ、議案第11号の承認についてお諮りいたします。議案第11号について、承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 議案第11号については、提案どおり承認します。

報告事項等

- ・令和3年度佐伯市教育行政重点施策について
- ・次回教育委員会までの主要行事について

教育長 それでは、先に非公開と決定しました議事（議案第12号）を行いますので、関係課長のみ在室とし、その他の課長及び傍聴人は退出してください。

教育長 議案第12号「佐伯市史編さん委員会委員の委嘱について」提案しますので、淡居社会教育課長から説明いたします。

＝非公開＝

＝資料を説明＝

＝原案のとおり承認＝

教育長 以上で予定した議事を終了します。最後にその他、何かございますか。

各委員 （確認：特になし）

特にないようですので、以上で本日の第5回佐伯市教育委員会を終了します。

終了15時58分